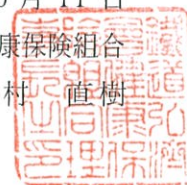


令和 3 年 10 月 11 日

鉄道弘済会健康保険組合

理事長 下村 直樹



任意継続被保険者の令和 4 年度標準報酬月額の設定について

鉄道弘済会健康保険組合同約第 43 条第 2 項の規定に基づき、当健康保険組合の令和 3 年 9 月 30 日現在の全被保険者の平均標準報酬月額は、230,103 円となりました。

よって、任意継続被保険者の令和 4 年度標準報酬月額は第 19 等級の『240,000 円』に決定しましたので公告します。

なお、令和 4 年 4 月より適用となります。

【参考 1】

当健康保険組合同約第 43 条第 2 項（標準報酬）

法第 47 条第 1 項第 2 号の規定に基づく法第 3 条第 4 項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額とする。

【参考 2】健康保険法第 47 条（任意継続被保険者の標準報酬月額）

任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

- 1、当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 2、前年 9 月 30 日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額

以 上